

【オーストラリア】連邦仮釈放委員会の設立

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

* 2026年4月、連邦仮釈放委員会を設立し、連邦法違反で有罪判決を受けた受刑者の仮釈放の審理及び決定に関する権限を法務総裁から同委員会に移管するための法律が制定された。

1 背景

豪州における受刑者の仮釈放制度は、1957年（ヴィクトリア州）から1976年（首都特別地域）までの間に、全ての州及び準州で導入された。連邦レベルでは、1967年連邦囚人法の制定により導入された（現在は、1914年犯罪法（以下「犯罪法」）に規定される。）¹。

受刑者が仮釈放の審理を受けるため申請が必要か否かは、州・準州により異なる。しかし、仮釈放の決定は、全ての州・準州において、独立した法定機関である仮釈放委員会（名称は、州・準州ごとに異なる²。）によって行われている。

連邦が仮釈放の審理対象とするのは、連邦法違反（麻薬密輸、テロ行為、社会保障詐欺（本来受給資格がないことを知りながら社会保障給付金を受け取る行為）等）で有罪判決を受けた者（*federal offender*. 以下「連邦受刑者」）である。連邦受刑者の仮釈放の審理は、同受刑者からの申請を要せずに行われる。仮釈放命令に関する決定は、法務総裁³の権限であり（犯罪法第19AL条）、独立の仮釈放委員会は存在しない。

連邦政府に対して連邦受刑者の仮釈放に関し独立した仮釈放委員会の設置を求める声は、以前から存在した。豪州法改革委員会（*Australian Law Reform Commission: ALRC*. 連邦法の体系的見直しを行い法務総裁に勧告等を行う法定機関）は、1980年5月の「ALRC Report 15」において、法務総裁は広範な国家的責任（*national responsibilities*）を負っており、正式な仮釈放審理への関与を期待するのは合理的でも適切でもない⁴、として、連邦仮釈放委員会（*Commonwealth Parole Board*）の設立を勧告した（勧告118）。また、2006年9月公表の「ALRC Report 103」では、「仮釈放を行う当局はその決定に関してメディア等から圧力を受けることがあり、政治家が決定を行う場合、圧力は更に強まる可能性がある」ことを理由に、仮釈放の決定は行政から独立した機関により行われるべきと結論付けた⁵。その後、独立機関の設立には法務総裁府から根強い反対があった⁶一方で、連邦仮釈放委員会を求める動きも引き続き存在した⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月10日である。

¹ Australian Law Reform Commission (ALRC), *Sentencing of Federal Offenders (Interim report)*, ALRC Report 15, 1980.5, para.288. <<https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/other/lawreform/ALRC/1980/15.html#9fn2>>; Crimes Act 1914, No.12, 1914. <<https://www.legislation.gov.au/C1914A00012/latest/text/3>>

² ACT 刑執行委員会（首都特別地域）、NSW 州仮釈放機関（ニューサウスウェールズ州）、成人仮釈放委員会（ヴィクトリア州）、クイーンズランド仮釈放委員会（クイーンズランド州）等である。

³ Attorney-General. 内閣の法律顧問であり、首相の助言に基づき総督（Governor-General）により任命される。通常は国務大臣の一人であり、政党政治家でもある。

⁴ ALRC, *op.cit.*(1), para.339.

⁵ ALRC, *Same Crime, Same Time: Sentencing of Federal Offenders*, ALRC Report 103, 2006.9, paras.23.7, 23.16. <<https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/other/lawreform/ALRC/2006/103.html>>

⁶ *ibid.*, para.23.16.

⁷ Law Council of Australia, “Principles underpinning a federal parole authority: Position paper,” 2022.11, p.3. <<https://lawcouncil.au/publicassets/a7a4b479-1c80-ed11-9478-005056be13b5/2022%2012%2015%20-%20Attachment%20-%20Position%20Paper%20Federal%20Parole%20Authority.pdf>>

2026年4月8日、①犯罪法を改正し、連邦受刑者の仮釈放を決定する権限を法務総裁から連邦仮釈放委員会に移管するための法律⁸（以下「改正法」）及び②連邦仮釈放委員会を設立するための法律⁹（以下「委員会法」）が制定された。

2 改正法及び委員会法の概要

(1) 改正法（全3か条（略称、施行日等）附則2編（第1：派生的改正、第2：経過規定））

附則第1において、犯罪法第19AL条を削除し、新たに5か条（第19AKB条～第19AKF条）が追加された。第19AL条には、法務総裁が連邦受刑者の最低拘禁期間（non-parole period. 判決に基づく拘禁刑の期間のうち仮釈放されない期間。同第16条）満了前に仮釈放命令を発し、又は拒否する権限や、拒否した場合の当該連邦受刑者への14日以内の通知義務、仮釈放命令の内容（保護観察に付するか否か等）等が規定されていた。改正法により、これまでの要件等を詳細化して、追加された新たな条文に規定し、さらに、従来の法務総裁の権限を連邦仮釈放委員会へ移管した。その他の犯罪法の条文も、基本的にこれまでの仮釈放制度の枠組みを維持したまま、「法務総裁」から「連邦仮釈放委員会」への文言の変更がなされた。

(2) 委員会法（全6章45か条）

連邦仮釈放委員会の設立及び同委員会の構成員（委員長、副委員長（各1名。常勤）及び3名以上の委員（非常勤））が規定される（第8条、第30条）。構成員は全て法務総裁の助言に基づき総督（Governor-General）により任命され（第29条）、任期は5年を超えてはならず、再任も可能である（第30条、制定法解釈法¹⁰第33AA条）。

連邦仮釈放委員会は、犯罪法第1B章に従い、連邦受刑者等の仮釈放及び管理についてリスク情報に基づく独立した決定を行うこと等を任務とし（第9条）、その任務遂行のため必要又は適当と認められるあらゆる措置を講ずる権限を有する（第10条）。同委員会の独立性を保証するため、同委員会は、その任務の遂行及び権限の行使に当たり完全な裁量権を有し、いかなる者からの指示も受けない（第14条）と規定される。また、構成員に対する在任中の政治的干渉を制限するため、構成員の解任は、不正行為、身体的又は精神的理由による職務遂行不能、破産、長期欠勤等、重大な事由がある場合に、総督のみが行えることとした（第40条）。

3 連邦の仮釈放制度

仮釈放制度の目的は、地域社会の保護、犯罪者の更生、犯罪者の地域社会への復帰である（犯罪法第19AKA条）。連邦法違反に対する刑が終身刑又は3年を超える拘禁刑の場合、裁判所は、最低拘禁期間を定めなければならない（第19AB条）。連邦仮釈放委員会は、同期間満了前に連邦受刑者に仮釈放命令を発するか否かを決定しなければならない（第19AKB条）。同委員会は、仮釈放を決定するに当たり、仮釈放した場合の地域社会のリスク、当該連邦受刑者の服役中の行動・犯罪歴、仮釈放が及ぼす被害者又はその家族への影響等を考慮することができる（第19ALA条）。なお、テロ行為で有罪判決を受けた連邦受刑者への仮釈放命令は、同命令を発することを正当化する例外的事由が存在する場合のみに認められる（第19ALB条）。

⁸ Commonwealth Parole Board (Consequential and Transitional Provisions) Act 2026, No.33, 2026. <<https://www.legislation.gov.au/C2026A00033/asmade/text>> 委員会法第2章の施行後直ちに施行される（改正法第2条）。

⁹ Commonwealth Parole Board Act 2026, No.32, 2026. <<https://www.legislation.gov.au/C2026A00032/asmade/text>> 第1章は、2026年4月8日施行、第2章～第6章は、2026年6月10日現在未施行（委員会法第2条）。

¹⁰ Acts Interpretation Act 1901, No.2, 1901. <<https://www.legislation.gov.au/C1901A00002/latest/text>>